

**「エシカル甲子園2023」の開催に係る委託業務
公募型プロポーザル募集要項**

持続可能な社会づくりに挑戦する若者を育成するため、エシカル消費の推進や実践を行う高校生等が、日頃の取組の成果や今後の展望等について発表する場を設け、消費者市民社会の実現に積極的に参画しようとする気運を高める。また、エシカル消費に関する探究的な学びに高校生等が主体的に取り組む活動を支援するとともに、各校による取組発表を全国に向けて広く発信し、エシカル消費の普及を促進することを目的とし「エシカル甲子園2023」を開催することとしており、開催に係る以下の業務を実施する事業者を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名
「エシカル甲子園2023」の開催に係る委託業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間
<http://10.1.128.165/dcn/dcn-list-display-page>
契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 委託料上限額
3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募に係る参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であって、本委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 徳島県内に事業の拠点（本社又は営業所を含む）を有する者
- (3) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者
- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
 - エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。

- (8) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。
- (9) 国税および地方税等を滞納していないこと。

3 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

提出書類（各 1 部提出）

ア 参加申込書（様式第 1 号）

イ 提案団体の概要（様式第 2 号）

提出期限

令和 5 年 6 月 2 0 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 企画提案書等の提出

提出書類（ア、イ、ウー① 6 部（正本 1 部、副本 5 部） ウー②③④ 1 部）

ア 企画提案書

企画提案書は A 4 版、長辺綴じ（A 4 での作成が適当でない場合は A 3 折込使用も可）とし、様式第 3 号を表紙として、下記の①から③までの各項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し作成してください。

① 提案内容、実施計画及び実施体制

仕様書の「5 業務内容」に基づき、企画提案する内容、その実施計画及び実施体制等について具体的かつ詳細に記載してください。

② 安全対策

トラブルや危機への対応、感染防止対策

③ 類似業務の実績等

本委託業務に類する事業の実施実績や総括責任者及び担当者の経験、資格、能力等について記載してください。

イ 見積書

見積の基礎となる内容、及び数量等の積算内訳を記載すること。

ウ 事業者（提案者）の概要

① 事業者の概要（既存のパンフレット等も可）

② 法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

③ 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

④ 直近の決算又はこれに類するもの

提出期限

令和 5 年 7 月 6 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県教育委員会学校教育課 キャリア・消費者教育担当

〒 770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

電子メール gakkoukyouikuka@pref.tokushima.jp

電話 (088) 621-3139

ファクシミリ (088) 621-2882

4 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格または無効となり、県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 本募集要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

エ 文章を補完するために必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用できる。

オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

5 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和5年6月20日(火)午後5時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、質疑書(様式第4号)により行うものとし、3の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

参加者及び他のプロポーザル参加申込者に対して、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法により回答します。

6 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、「エシカル甲子園2023」の開催に係る委託業務企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

なお、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがあります。

ヒアリング等を実施する場合は、対象者へ別途連絡します。

(2) 選考基準

項目	配点
基本的事項：事業を遂行するに当たっての基本的な体制・方針は適切なものであるか。	25
個別業務の実施：提案内容が具体的に説得力があり成果が期待できるものであるか。	55
経費の妥当性：経費の見積りが企画提案の内容に対し、適切なものであるか。	20
評価点合計	100

(3) 委託候補者の選定

選定委員会の各選定委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を委託候補者に選定します。ただし、評価点の平均点が60点に満たなかった企画提案は、失格とします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は委託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知します。なお、審査経過については公表しません。

7 日程

令和5年6月 8日(木) 募集開始

令和5年6月20日(火) 参加申込書の提出締切

令和5年6月20日(火) 質疑書の提出締切

令和5年7月 6日(木) 企画提案書の提出締切

令和5年7月中旬予定 企画提案選定委員会

令和5年7月下旬予定 選定結果通知

8 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに学校教育課へ連絡するとともに、応募辞退届(様式第5号)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

9 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

10 契約の締結

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。